

# 防火対象物の使用開始の届出をしよう

建物や建物の一部をこれから使用しようとする方は、高松市火災予防条例第43条に規定するとおり、使用を始める7日前までに、その内容を消防署に届出なければなりません。

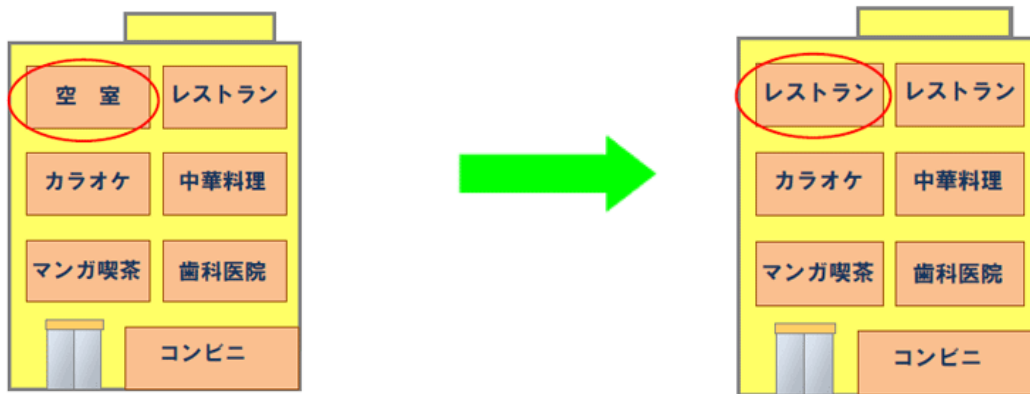
また既に使用している建物の増築、改築及び用途変更を行った場合、または使用する方が変わった場合についても、防火対象物使用開始の届出が必要です。

この届出が必要である理由は、条例に規定されていることはもちろんのこと、防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から、届出内容の確認及び消防用設備の設置状況等を事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保することが必要であるからです。

届出先は防火対象物を管轄する消防署になります。

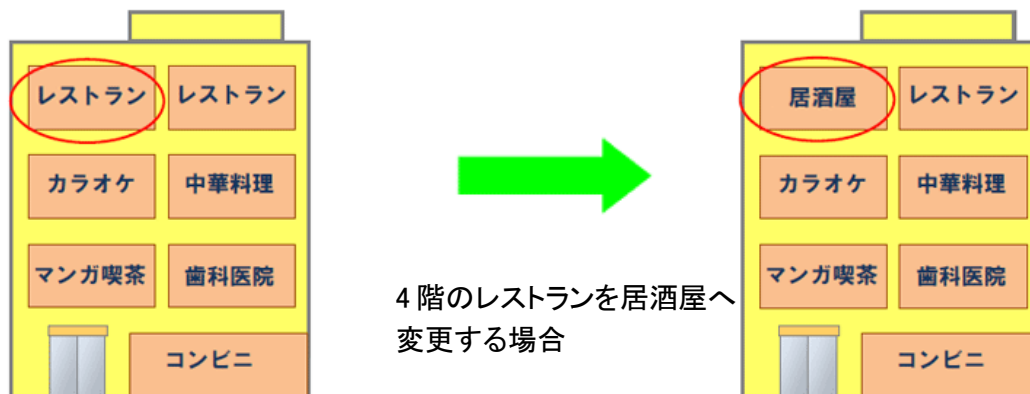
## 届出が必要な場合(例)

- 防火対象物や防火対象物の一部を新たに使用する(工事を行わなくても届出が必要です)



- 使用形態を変更する

居抜きで、前の設備をそのまま使用してレストランから居酒屋へ使用形態を変更する場合においても、工事の有無に関係なく必要になります。



また防火対象物使用開始の届出だけではなく、用途及び規模に応じて消火器等の消防用設備の設置やその消防用設備の着工届及び設置届出等の書類、または収容人員に応じて消防法8条に規定する防火管理者の届出が必要となる場合がありますので、詳しいことは消防署へ事前に相談または問い合わせをしてください。

届出先及び事前相談等の問い合わせについては、下記まで御連絡ください。

お問合せ先  
高松市消防局予防課消防設備係  
TEL 087-861-1504